

巨大災害発生時における災害廃棄物に係る対策スキームについて

－ 制度的な側面からの論点ペーパー（案） －

※ 巨大災害発生時における災害廃棄物の適切かつ円滑な処理を確保するための対策スキームを検討するに当たり、制度的な側面に関連する事項について、本検討委員会において議論をお願いしたい論点として次のとおり整理した。

各事項については、以下の報告書や議論の場における指摘を踏まえ、環境省として整理したものであり、必ずしも網羅的なものではない。

- ① 「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて（第 4 章第 3 節：制度的・財政的な対応に関する検討）」（別紙参照）
- ② 本検討委員会における第 1 回目の議論
- ③ 本検討委員会の下に設置されているワーキンググループの委員からの意見
- ④ 地域ブロック毎の協議の場への参画者からの意見

1. 巨大災害発生時の災害廃棄物処理に関わる各主体の役割・責務の明確化

(1) 各主体の役割について

○ 国

（リーダーシップ（司令塔）機能を果たすことが重要ではないか。また、そのために、災害廃棄物処理に係る平時からの備えと大規模な災害が発生した場合の対応についての基本的な方針及び実際に大規模な災害が発生した場合の処理指針を国が策定することが重要ではないか）

（地方公共団体にて処理困難な場合には、国による技術的支援や代行処理が必要ではないか）

（関係省庁の協力（再生資材の利用、地方公共団体への財政支援等）が重要ではないか）

○ 都道府県

（宮城県や岩手県の処理の例を踏まえれば、都道府県において JV に一括発注し施工監理を行う等、中心的な役割を担うことが望ましいのではないか）

（管内市町村間の調整において中心的な役割を担うべきではないか）

○ 市町村

（仮置場や仮設処理施設用地の選定や、広域処理の受入れに係る住民との調整においては、市町村が中心的な役割を果たす必要があるのではないか）

(腐敗性があり衛生上特に問題となるし尿や生活ごみの処理において中心的な役割を担うべきではないか)

○ 事業者

(発生する災害廃棄物の多くは通常産廃として処理されているがれき等であることから、産業廃棄物処理事業者や建設業者・解体業者等の協力及びこれらの事業者の有機的な連携が決定的に重要ではないか)

(自らも被災し、大量の災害廃棄物を排出する可能性がある交通・インフラ事業者等の果たすべき役割はどのようなものか)

○ 被災地域と非被災地域の相違を踏まえた役割分担の整理はどのようなものか

○ 災害廃棄物に係る一般廃棄物・産業廃棄物の区分と処理責任の整理

(適正かつ円滑な廃棄物処理のためには、廃棄物処理法の仕組みを活用することが重要ではないか)

(通常市町村の処理している一般廃棄物との質的・量的相違を踏まえた対策スキームを構築することが重要ではないか)

○ 地方公共団体において処理困難な場合の国による代行処理のあり方

(国代行の必要性如何。いかなる状況の場合に国が処理を代行するか)

(東日本大震災の教訓として、国代行処理においては仮設処理施設のさらなる有効活用を図るべきではないか)

(2) 特例措置の整備について

○ 仮設処理施設の設置を円滑・迅速に行うための特例措置

(移動式の建設重機や既存の産業廃棄物処理施設の中間処理工程での活用を促すための特例措置が考えられるのではないか)

(仮設処理施設の設置に係る諸手続に関する特例措置が考えられるのではないか)

○ 元請け・下請け関係を前提としたJVによる委託処理を可能とするための特例措置

(災害対策基本法に基づく災害発生時の廃棄物処理基準や委託基準の特例措置として、再委託に係る特例を設けることが考えられるのではないか)

○ その他東日本大震災時に適用したさまざまな特例的な通知等について、巨大地震発生時にも適用することとなるものをあらかじめ体系的に整理し周知することが必要で

はないか

- 上記以外に、災害対策基本法に基づく災害発生時の廃棄物処理基準や委託基準の特例措置制度の活用も含め、どのような特例措置等が求められるか
(有害物質の環境中への放りリスクに係る評価・軽減のため、どのような情報が発災前後に必要となるか)
(海面処分場の活用を円滑に進めるため、どのような対応が考えられるか)

2. 巨大災害に備えた各主体による対応及び主体間連携の促進（発災前対策）

- グランドデザインで示されているとおり、発災前からの備えとして、各地域（都道府県及び市町村）による災害廃棄物に係る処理計画的なものを策定することが必要ではないか
- 発災前の都道府県及び市町村による災害廃棄物に係る処理計画的なものの策定に際して役立つもの（指針的なもの）を環境省が示すことが必要ではないか
- 地域ブロック単位での連携や、被災地以外の自治体の広域的な協力が重要ではないか
- 災害廃棄物対応に利用する用地（仮置場、仮設処理施設の設置）確保が重要ではないか
- 民間事業者の果たす役割が大きいことに鑑み、さまざまな事業者団体との協力体制を事前に構築するとともに、民間事業者も参加する事前訓練の実施を検討すべきではないか

3. 巨大災害発生時の各主体による対応及び主体間連携の促進（発災後対策）

- 巨大災害は、発災前の想定のとおりには発生するとは限らないことから、発災後に、都道府県又は市町村が災害廃棄物処理に係る具体の実行計画的なものを策定することが必要ではないか
(グランドデザインにおいては、地域ブロックごとに協議の場を設けて行動計画を策定することを推奨しているが、実際には地域ブロックを跨いだ形での地域間協力が効果的な場合もあり得るのではないかと)

- 発災後の災害廃棄物処理に係る具体の実行計画的なものの策定に当たって、照らすべき指針的なものを環境省が示すことが必要ではないか

- 目標処理期間の考え方の整理
(指針に目標処理期間を記載することは必要か)
(災害廃棄物の処理を復旧・復興の前提と位置付けてあらゆる性状の災害廃棄物を全て短期間で処理するのではなく、東日本大震災の教訓を踏まえ、ある程度柔軟な目標として設定すべきではないか。具体的には、腐敗性の廃棄物については、生活環境保全上の支障のおそれの程度に応じてできるだけ速やかな処理が求められる一方、がれき等については、復旧・復興事業における再生資材の利用の内容や進捗に応じて柔軟に対応すべきではないか。)

4. 巨大災害発生時における災害廃棄物処理に係る財政支援等

- 国による財政支援制度（費用負担面、手続面）を充実させることが重要ではないか

- 廃棄物処理システムの強靱化に資する地方公共団体への財政支援メニューを整備することが重要ではないか（「循環型社会形成推進交付金」スキームの効果的な活用など）